



2023年5月2日

各位

株式会社オウケイウェイヴ 代表取締役社長 杉浦 元 (コード番号:3808 名証ネクスト) 問い合わせ先 経営管理担当執行役員 櫻井 英哉 電話番号 03-6823-4306

(開示事項の経過) 新株予約権無償割当の差止仮処分命令申立て却下に対する 元取締役らによる即時抗告に関するお知らせ

当社が2023年4月26日付「(開示事項の経過)元取締役らによる新株予約権無償割当の差止仮処分命令申立て却下決定に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、東京地方裁判所は、現在手続き中の新株予約権の無償割当の差止仮処分命令の申立て(以下、「本仮処分申立て」といいます。)を却下する旨の決定(以下、「本却下決定」といいます。)を行ないましたが、本却下決定に対して、元取締役らが即時抗告(以下、「本即時抗告」といいます。)の申立てを行ない、本日、当社は、本即時抗告の申立てに係る申立書(以下、「本即時抗告申立書」といいます。)を下記のとおり受領いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本即時抗告の申立てに至った経緯

2023 年 4 月 11 日付「元取締役らによる新株予約権無償割当の差止仮処分命令申立てに関するお知らせ」でお知らせしました通り、当社が現在進めております株主割当による新株予約権の無償発行の手続き(以下、「本件ファイナンス」といいます。)に対し、元取締役らから、新株予約権無償割当の差止を求める本仮処分申立てが行われておりました。

本仮処分申立てについては、2023 年 4 月 26 日付「(開示事項の経過) 元取締役らによる新株予約権無償割当の差止仮処分命令申立て却下決定に関するお知らせ」でお知らせしました通り、東京地方裁判所により、本仮処分申立てを却下する旨の本却下決定がなされました。

これに対し、元取締役らは、本件ファイナンスの目的について、現経営陣の支配権の維持・確保にあると推認することができないとされたことについては事実誤認があること、また、一般株主と現経営陣である株主の間の不平等を看過していることを主張し、本却下決定を不服として、東京高等裁判所に対し 2023 年 4 月 28 日付で本即時抗告の申立てを行ない、本日、当社は、本即時抗告申立書を受領いたしました。

2. 本即時抗告の申立てを起こした者

福田 道夫(当社元代表取締役) 野崎 正徳(当社元取締役)

- 3. 本即時抗告の申立てがなされた裁判所及び年月日
 - (1) 本即時抗告の申立てがなされた裁判所 東京高等裁判所
 - (2) 本即時抗告の申立てがなされた年月日 2023年4月28日

4. 今後の方針及び見通し

本即時抗告の申立てにつきましては認められる正当な理由はなく、本却下決定の判断は公正かつ妥当であり、本却下決定は維持されるべきものであることを主張する予定です。

現在、当社は経営再建の途上にあり、特設注意市場銘柄の指定解除に向け内部管理体制の改善、 債務超過解消による上場廃止懸念を解消することが喫緊の課題であります。債務超過解消に向け ては株主・投資家の皆さまからの支援が必要不可欠な状況です。本件ファイナンスの実施により、 財務基盤を整え、安定した事業運営を行っていくこと、さらには成長戦略を実行していくことが 株主価値の維持・向上につながるものと考えております。そのため、当社といたしましては、日 程や内容を変更することなく、本件ファイナンスを実行してまいります。

なお、今後、本即時抗告の申立てに関して開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以上